

平成 23 年 1 月 21 日

金融商品専門委員会
ディスカッション・ポイント

1. これまでの審議の状況

我が国の金融商品会計基準では、現状、金融負債の分類及び測定について、概ね国際的な会計基準と同様の取扱いが採用されている。他方、IASB は、2010 年 10 月に、金融負債の分類及び測定について IFRS 第 9 号「金融商品」に取り込んでいる。

こうした状況を踏まえ、本年 10 月 21 日に開催された委員会において、IFRS とのコンバージェンスを図る観点から「検討状況の整理」を進めていくことが概ね了解されており、前回（1 月 12 日）の委員会までに、主な論点について検討を頂いている（前回委員会における議事概要は、審議資料(4)-3 を参照）。

また、1 月 13 日に開催された金融商品専門委員会において、検討状況の整理（案）について、ご審議を頂いた結果、「トレーディング目的という用語について、他の適切な用語がないか否かについて検討すべき」等のコメントを除き、事務局から提示させて頂いた文案について、特段の懸念は寄せられなかった（指摘された点については、文案に反映済み）。

2. ディスカッション・ポイント

本日の委員会では、「金融負債の分類及び測定の見直しに関する検討状況の整理（案）」について、以下のポイントを中心にご審議を頂けますよう、お願い致します。

- 会計基準（案）に関する記述は、第 16 項（管理上、組込デリバティブを区分している場合の取扱い）及び第 22 項（組替調整（リサイクリング）の要否）を含め、妥当か。
- 適用指針（案）は、会計基準（案）との関係から、十分な内容となっているか。
- 組込対象である主契約が金融負債以外の複合金融商品（例えば、主契約がリース契約の場合）についても、本検討状況の整理の対象とすべきか。

以 上